

阿寒摩周国立公園

- ・ 公園区域及び公園計画の変更
(第6次点検)
- ・ 国立公園事業の決定

ご説明の流れ

1. 阿寒摩周国立公園について
2. 今回の変更（第6次点検）について
3. パブリックコメントの対応について
4. 国立公園事業の決定

屈斜路湖



白湯山展望台から見た阿寒湖・雄阿寒岳



日本最大のカルデラ地形、 火山・森・湖が織りなす広大な景観



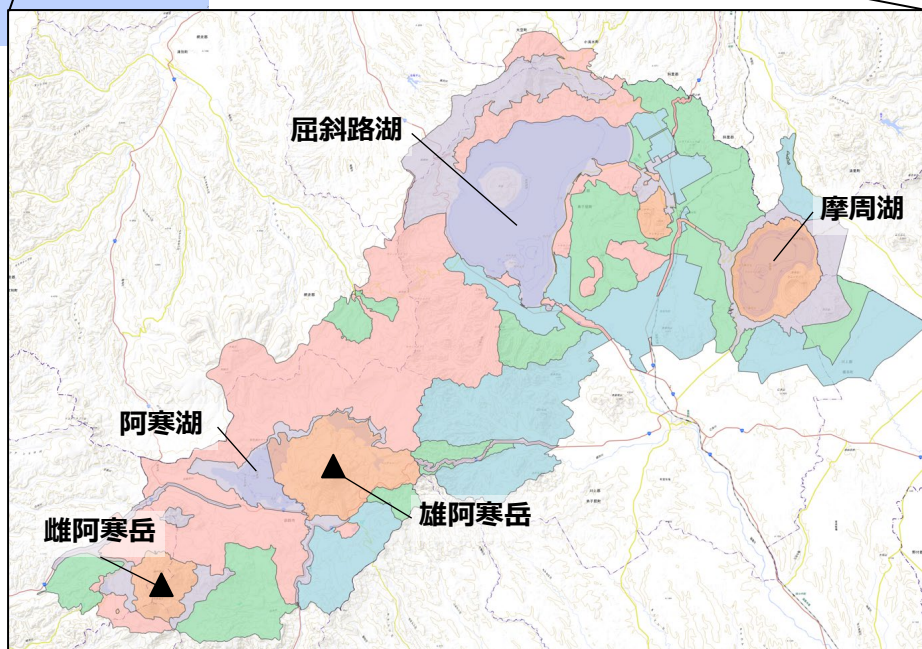
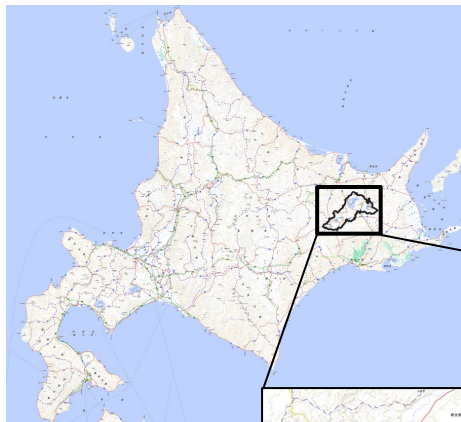
硫黄山(アトサヌプリ)



エゾイソツツジ群落

阿寒摩周国立公園について

- 指定：昭和9年12月4日
- 面積：95,072ha



● 地域概要

成層火山や溶岩円頂丘等の火山性群峰、カルデラ壁、カルデラ湖等のカルデラ地形を基盤とし、これらの火山活動と密接に関連して育まれた原生的な自然林生態系が広がる風景

● 見直しの経緯

昭和9年12月4日	指定
平成52年11月15日	再検討
昭和62年3月30日	第1次点検
平成5年1月28日	第2次点検
平成10年8月31日	第3次点検
平成25年3月12日	第4次点検
平成29年8月8日	第5次点検

ご説明の流れ

1. 阿寒摩周国立公園について
2. 今回の変更（第6次点検）について
3. パブリックコメントの対応について
4. 国立公園事業の決定

公園区域及び利用施設計画の変更

【上里地区】

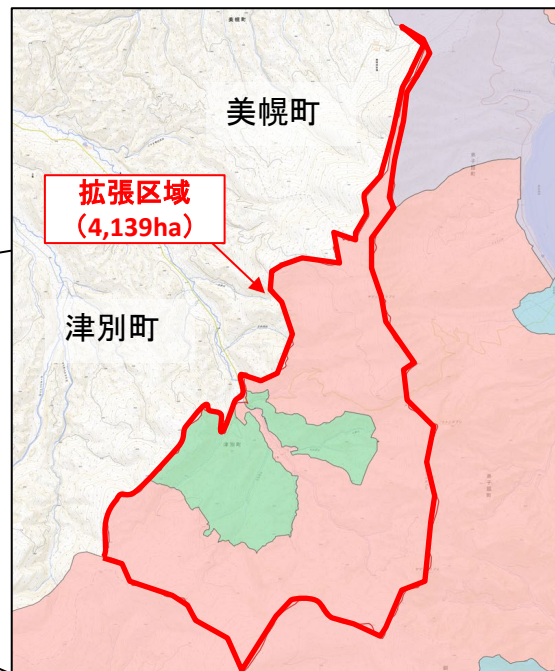
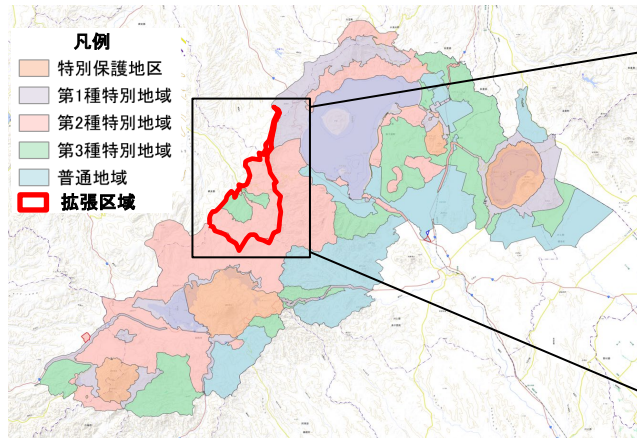
既存の公園区域と連続的かつまとまった北方針広混交林が存在し、屈斜路カルデラや雄阿寒岳、雌阿寒岳方面への優れた眺望が広がっており、これらの自然資源等を活用した持続的な観光の促進に向け、**エコツーリズムが推進されている区域**を拡張し、既存の拠点施設を公園計画に位置付ける。

●公園区域の拡張

- ・網走郡津別町：第2種特別地域（+3,130ha）、第3種特別地域（+898ha）
- ・網走郡美幌町：第2種特別地域（+111ha）

ミズナラ、ハルニレ、シナノキやダケカンバ等の落葉広葉樹と、エゾマツやトドマツ等の針葉樹からなる**針広混交林が形成**されており、林床にはクマイザサが密生。→**第2種特別地域に指定**

山地下部の緩斜面には**アカエゾマツ等の植林地**が見られる。
→**第3種特別地域に指定**



公園区域及び利用施設計画変更

【上里地区】

●利用施設計画の追加・変更

拡張区域において既存施設を公園計画に位置付ける。

津別峠園地、上里園地、上里宿舎、
津別線道路（車道） ※車道は区間の変更

- ・自然資源を活用した自然体験ツアーや環境教育を提供するエコツーリズムの拠点として、上里園地及び上里宿舎を追加する。
- ・屈斜路カルデラ及び雄阿寒岳、雌阿寒岳の展望及び休憩のため、津別峠園地を追加する。
- ・上里地区の利用拠点と弟子屈町を連絡する路線として、津別峠線道路（車道）を変更し、津別峠展望台・車道終点及び字上里・車道終点までの区間を追加する。



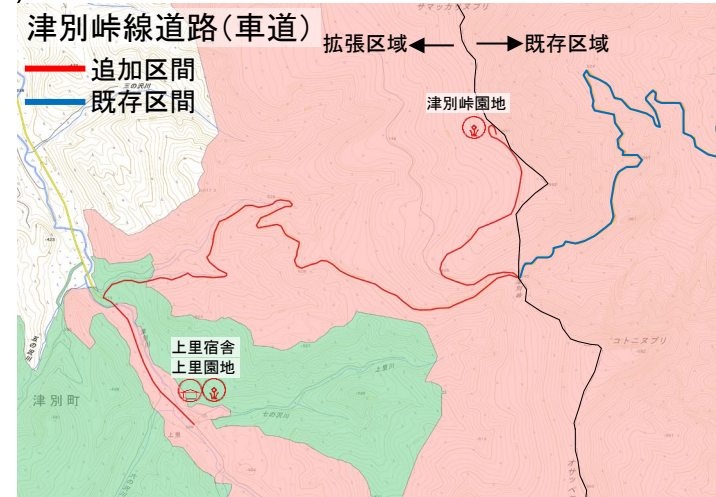
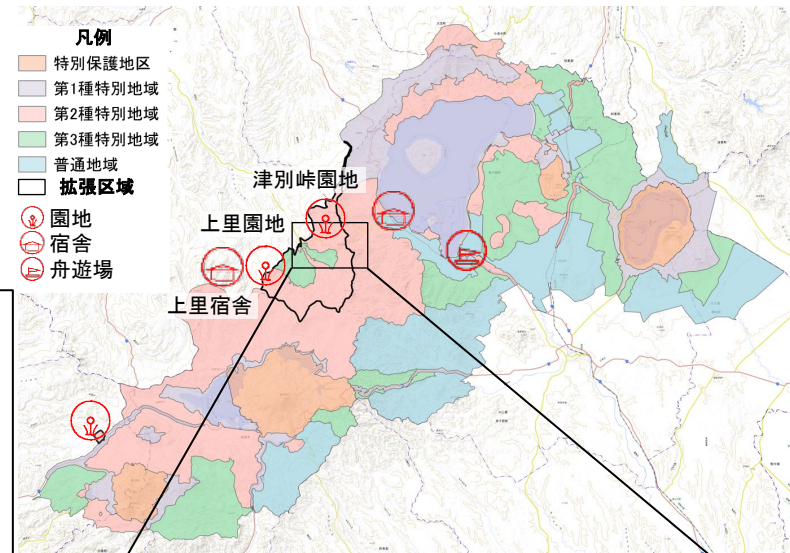
上里宿舎



上里園地



津別峠園地



公園区域及び利用施設計画の変更

【白藤の滝】

●公園区域の拡張

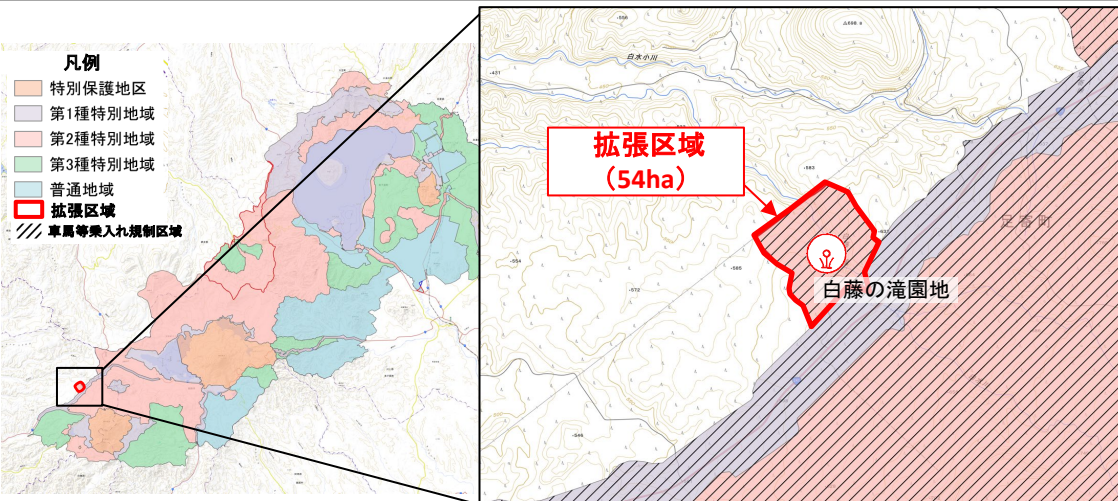
- ・足寄郡足寄町：第2種特別地域（+54ha）、車馬等乗入れ規制区域の指定

既存の公園区域に隣接してトドマツと広葉樹を中心とした針広混交林が広がっており、良好な状態が保たれている。

→第2種特別地域に指定

●利用施設計画の追加

雌阿寒岳の硫黄の影響で一年中黄色く濁った落差20mの白藤の滝が存在し、周辺一帯はレクリエーションの森（国有林）に指定されている。本公園と一体的に利用されていることから、白藤の滝園地を追加する。



【その他】

●区域線や地種区分線の明確化（公園全域）

- ・川上郡弟子屈町：普通地域（+14ha）
- ・その他全域：公園区域線や地種区分線の明確化や適正化

【公園全体の変更面積】

	特別保護 地区	第1種 特別地域	第2種 特別地域	第3種 特別地域	普通地域	合計
変更後	10,194	20,992	28,341	18,207	21,545	99,279
変更面積	±0	±0	+3,295	+898	+14	+4,206

利用施設計画の変更

【阿寒湖集団施設地区】

駐車場事業の廃止に伴い、今後事業執行の見込みがない区域を削除する。

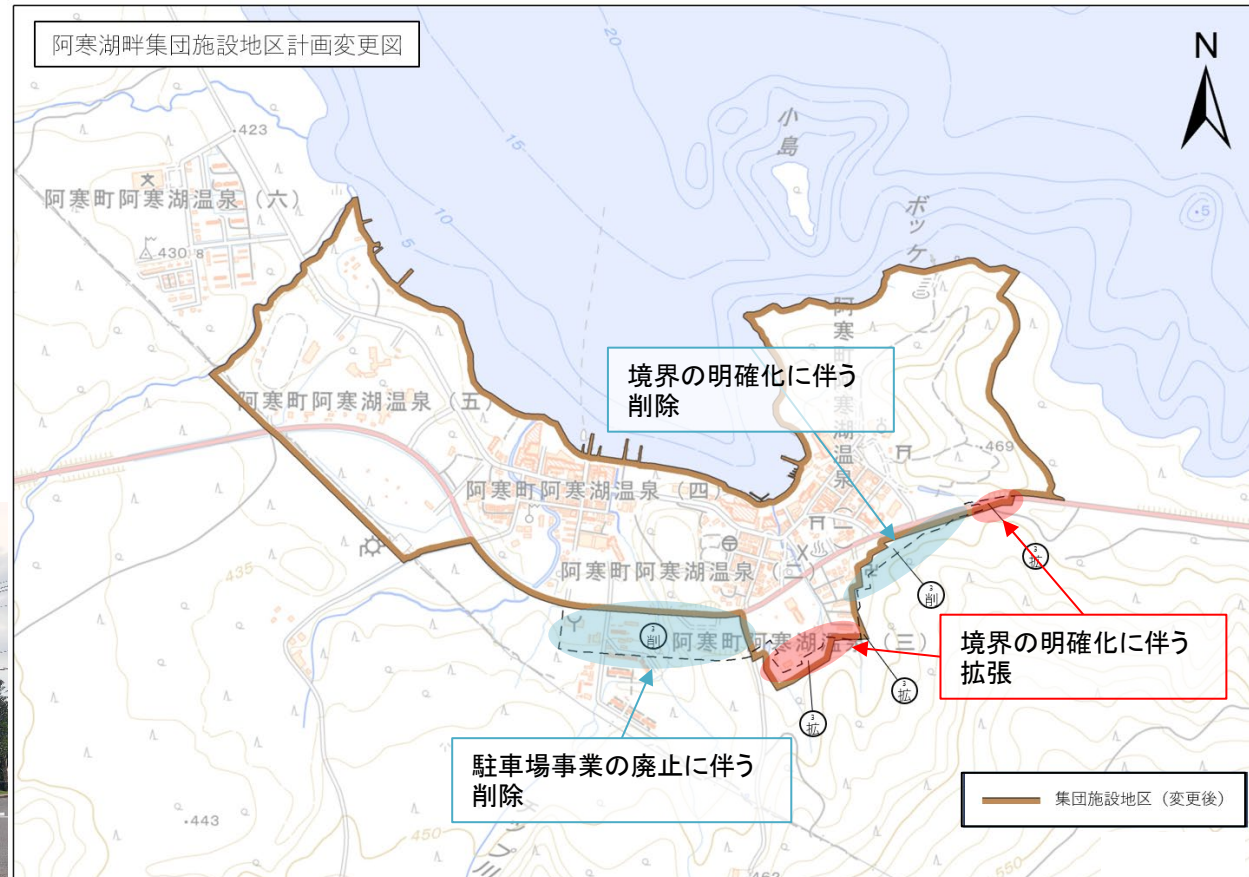
<参考>

●集団施設地区とは

区域を画し、整備方針に基づき、公園の利用及び管理のための施設を総合的に整備し、快適な公園利用の拠点とする地区

●整備計画区とは

各区域の特性を考慮して設定し整備計画区ごとに整備方針を定める。複数の整備計画区を設定する必要性に乏しい地区は、地区全体を一つの整備計画区とする。



削除区域(除雪ステーション)

利用施設計画の変更

【川湯集団施設地区】

廃屋跡地等の整備を進めるため、川湯温泉街再整備の基本方針を定めた「阿寒摩周国立公園 弟子屈町川湯温泉街まちづくりマスタープラン」に基づき、区域及び整備計画の変更を行う。

Ⅰ. 中部整備計画区

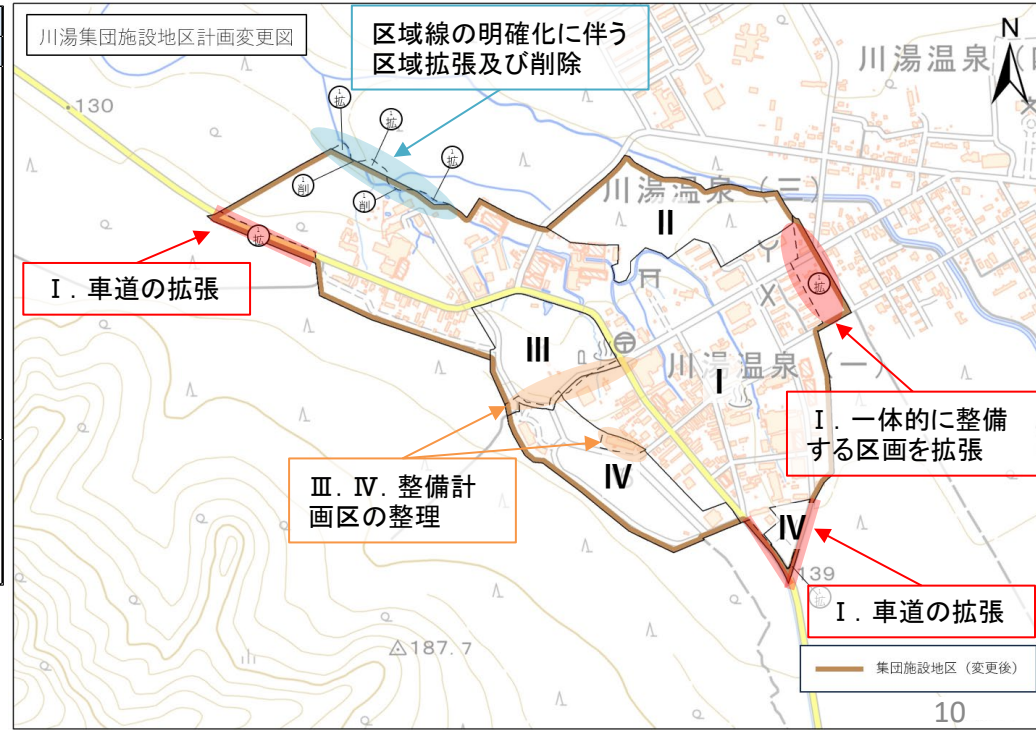
- これまで既存宿舍の増改築の整備を原則としてきたが、廃屋撤去跡地への**上質な宿舍や飲食店等の整備**を図る方針へ変更。併せて、周辺の集団施設地区と一体的に整備する区画を拡張する。

Ⅳ. 南部整備計画区

- 野営場を含む園地の整備**を行う方針へ変更。併せて、野営場整備予定区画をⅠからⅣに変更する。

● 整備計画区の変更内容

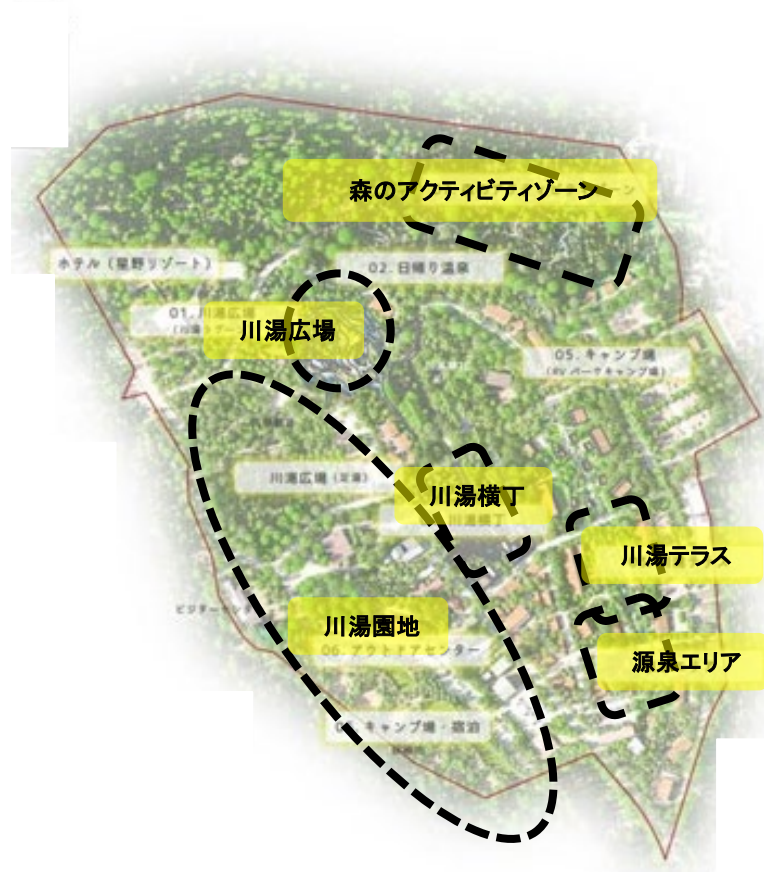
整備計画区	整備方針	
	変更前	変更後
Ⅰ 中部整備計画区	地区中央部に位置し、宿舍等が整備されている計画区である。民間による宿泊施設の整備充実を図ることとするが、既存宿舍の増改築を原則とする。また、建築物の増改築に当たっては壁面線の後退、デザイン、色彩の統一等により、快適な街並みづくりに努める。	地区中央部に位置し、宿舍等が整備されている計画区で、宿泊や温泉浴等の利用の中心となる地区である。温泉川沿いなど自然豊かな空間で心地よい散策も楽しめる賑わい空間を創出するほか、廃屋化したホテル等の撤去跡地には、国立公園にふさわしい上質な宿舍その他の民間施設や、本集団施設地区の中心となる空間の整備を図る。また、建築物などの施設や設備の新設・改修、空間整備に当たっては、環境の保全及び町並み景観の維持向上に努める。
Ⅳ 南部整備計画区	本地区内の自然探勝の拠点として、ビジターセンターを中心として園地、園路、駐車場、公衆便所等の整備充実を図る。	本地区内の自然探勝・自然体験の拠点となる計画区である。ビジターセンターを中心として園地（野営場含む）、園路、駐車場、公衆便所等を整備する



利用施設計画の変更（参考資料）

【阿寒摩周国立公園弟子屈町川湯温泉街まちづくりマスタープラン】

地域の特徴を活かし、その魅力を世界に発信し、新たな事業を推進するための川湯温泉街再整備に関する基本的な方針（弟子屈町策定）



＜川湯広場＞

温泉川の活用、日帰り温泉

＜川湯テラス＞

＜源泉エリア＞

遊歩道を整備

＜川湯横丁＞

温泉川沿いへの小区画屋台

＜森のアクティビティゾーン＞

国有林を極力伐採せず森に溶け込む居場所の創出

＜川湯園地＞

キャンプ場、アクティビティの拠点

利用施設計画の変更

【単独施設】

利用実態に合わせて単独施設を追加する
屈斜路宿舎、釧路川源流域舟遊場

屈斜路湖の観賞及び周辺の自然探勝のための宿泊拠点として屈斜路宿舎を追加する。

宿舎計画追加地周辺

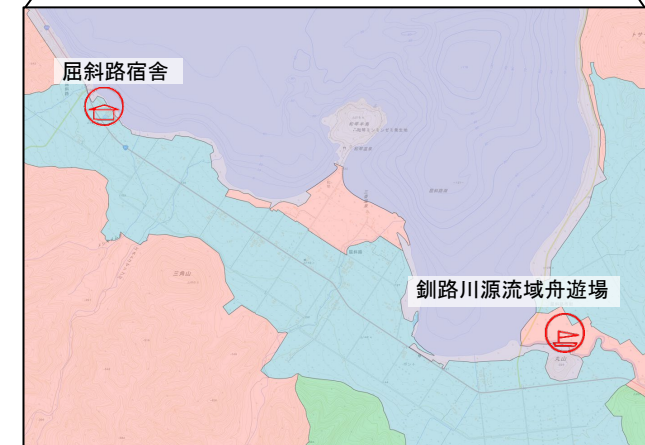
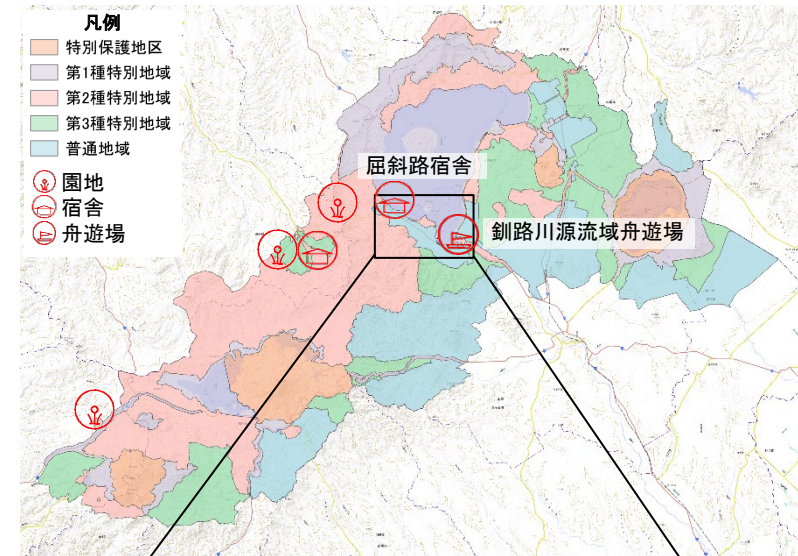


釧路川源流域の無動力船による河川利用拠点として釧路川源流域舟遊場を追加する。

舟遊場起点予定地



カヌー利用の様子



13

利用施設計画の変更

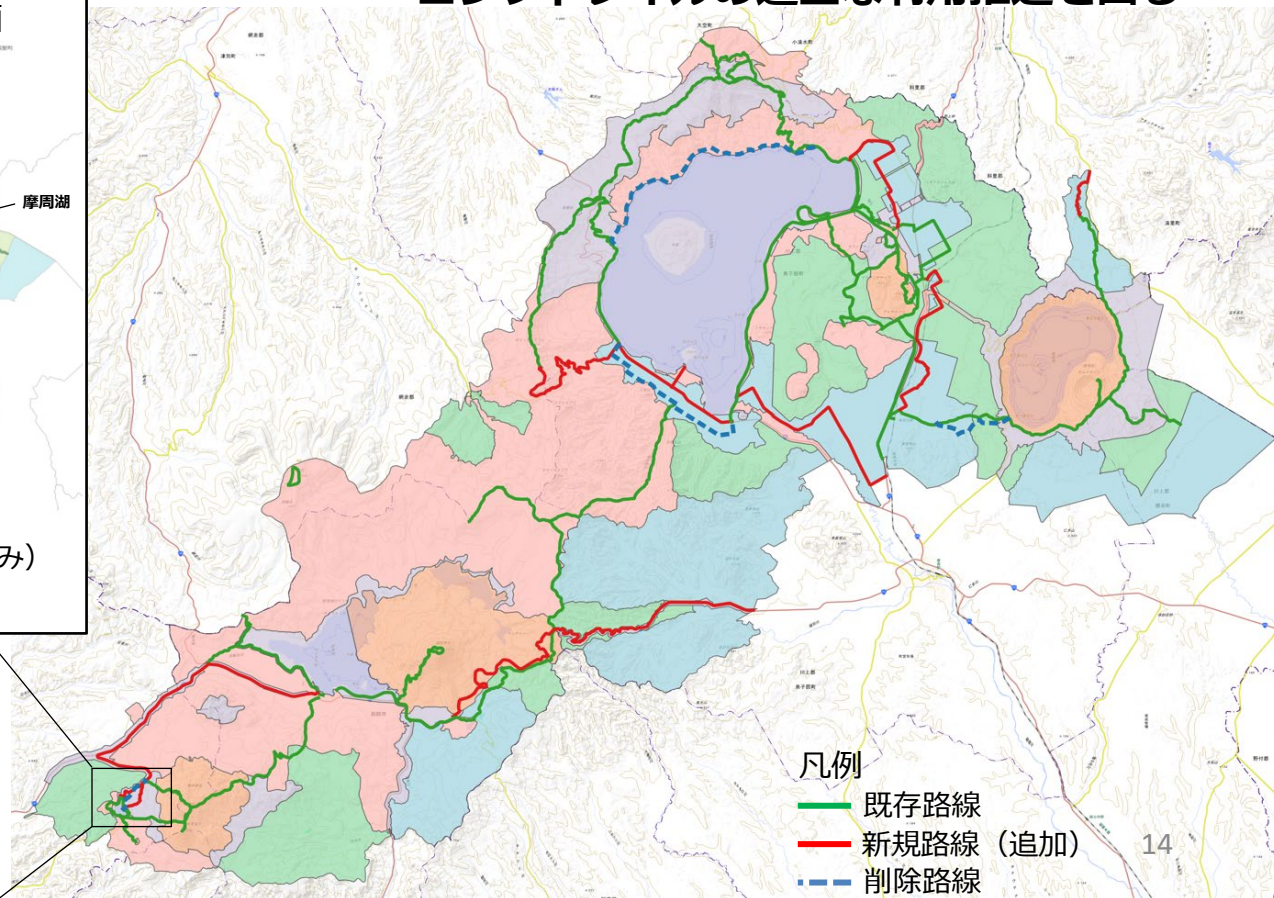
【道路（歩道）】 北海道東トレイル線、美留和摩周湖線、オンネトー湯の滝線、屈斜路湖周回線、神の子池摩周湖線

北海道東トレイル策定に伴う歩道計画の追加、削除、変更を行う。

- 北海道東トレイルとして位置づけられている路線のうち、歩道計画がない区間において、北海道東トレイル線道路（歩道）計画を追加する。
- 既存歩道計画において、利用実態及び北海道東トレイルとの整合を図るため、路線の変更（追加・削除）及び計画削除を行う。

→ロングトレイルの適正な利用推進を図る

参考：北海道東トレイルルートと歩道計画



凡例

- 既存路線 (Green line)
- 新規路線（追加） (Red line)
- 削除路線 (Blue dashed line)

ご説明の流れ

1. 阿寒摩周国立公園について
2. 今回の変更第6次点検) について
3. パブリックコメントの対応について
4. 国立公園事業の決定

パブリックコメントの実施結果

■ 概要

・ 実施期間 令和8年3月23日（月）から4月17日（金）

・ 意見募集の結果 （意見提出数）

意見提出フォームによるもの	計2通
電子メールによるもの	計0通
郵送によるもの	計0通
今回の変更案にかかるもの	計0件

ご説明の流れ

1. 阿寒摩周国立公園について
2. 今回の変更（第6次点検）について
3. パブリックコメントの対応について
4. 国立公園事業の決定

くっしゃろこもことやま
屈斜路湖藻琴山接続
登山線道路（歩道）

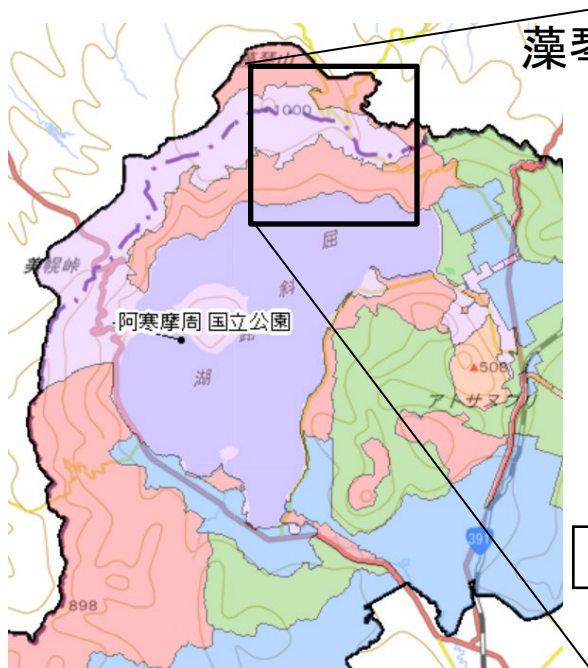
決定

路線距離：9.4 km

執行者（予定）：弟子屈町、環境省

第1種特別地域、第2種特別地域（国有林、公有地）

●位置図



●事業決定区間



屈斜路湖方面の眺望

○当該地域の概要、利用状況

- ・ 屈斜路カルデラ北部に位置し、周辺はダケカンバやエゾマツ等の針広混交林となっている。
- ・ 北海道東トレイルのルートになっており、主な利用もトレッキングである。

○当該事業の背景、概要

- ・当該事業は「屈斜路湖から藻琴山八合目園地への登山により屈斜路カルデラ外輪山に接続するための歩道」とする整備方針（公園計画書）。
- ・今回の事業決定区間は、北海道東トレイルの区間になっているが、一部区間（①）で車道脇を歩かなければならず、安全確保上の課題がある。
- ・①は、元々は現在のササ原に登山道があったことから、ササ刈りによるルート整備により、本事業決定区間において「利用者の安全確保」及び「自然地内を歩くルートの復元」を行うもの。



○風致景観の保護上の支障

- ・樹木の伐採は伴わず、ササ刈りによる最小限の改変のみであることから、風致景観の保護上の支障は小さい。



区間①（左：現在の車道脇ルート、
右：ルート整備予定地）
事業執行予定者：弟子屈町



区間②（既存ルート）
事業執行予定者：環境省

くしろがわ

釧路川源流域舟遊場

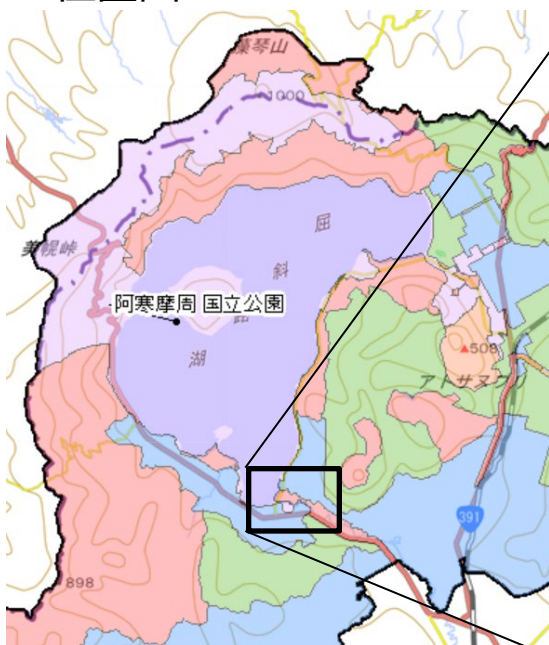
決定

区域面積：0.3ha

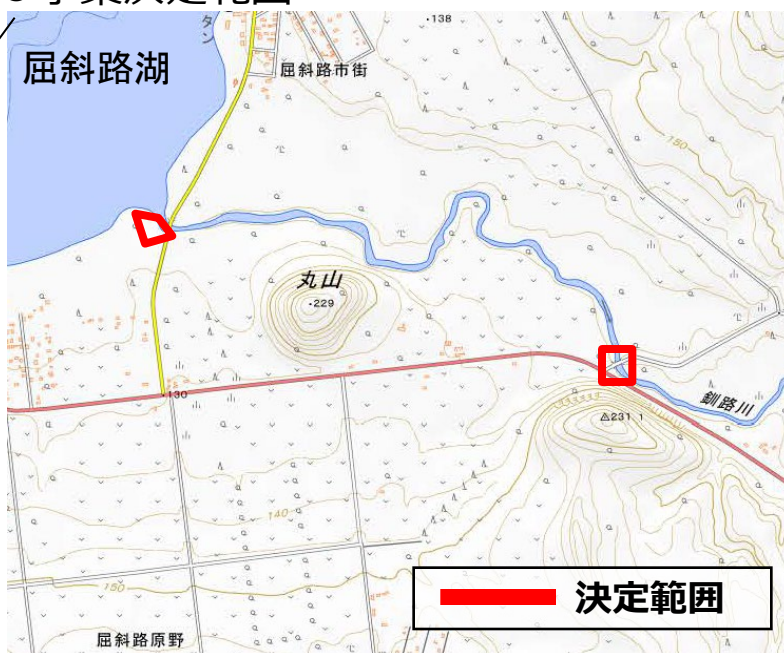
執行者（予定）：弟子屈町

第1種特別地域（国有林）、第2種特別地域（民有地）

●位置図



●事業決定範囲



釧路川源流域でのカヌー利用の様子

○当該地域の概要、利用状況

- ・ 屈斜路湖から流出する釧路川の源流域に位置し、事業地周辺では複数のガイド事業者によりカヌーツアーが実施されており、利用者数は年間5～6千人程度。国立公園ならではの良質な体験ができるアクティビティの1つになっている。

○当該事業の背景、概要

- ・当該事業は「釧路川源流域の無動力船による河川利用拠点」とする整備方針（公園計画書）。
- ・起点に関して、現状、湖の流出口から約1km離れた箇所からカヌーを出艇しているものの、湖上は風波の影響を受けやすくカヌー利用上の支障となっている。
- ・そこで、起点に、取付道路・駐車場2,000㎡、スロープ100㎡程度の整備を予定。また、終点の既存施設を公園事業施設に位置付ける。

○風致景観の保護上の支障

- ・シラカンバ、ミズナラ、ハンノキ等を最大30本程度伐採する見込みであるが、伐採対象は周辺に広く存在する二次林かつ林床は密度の高いササに覆われていることから、支障は大きくない。



起点の駐車場等の整備予定地の状況



起点のスロープ整備予定地の状況



終点の状況（整備予定なし）